

工場立地法に基づく敷地外緑地のガイドラインについて

I 工場立地法とは

工場周辺の環境を守るため、一定規模以上の工場（※1）を新設・増設する際に事前の届出を義務づけたもの。この際、生産施設、緑地、環境施設（噴水、グラウンドなど）の面積は一定の規制（※2）を受ける。

（※1） 次の2つの要件を満たす工場。

①業種

製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業

②規模

敷地面積 9,000 m²以上または建築面積の合計 3,000 m²以上

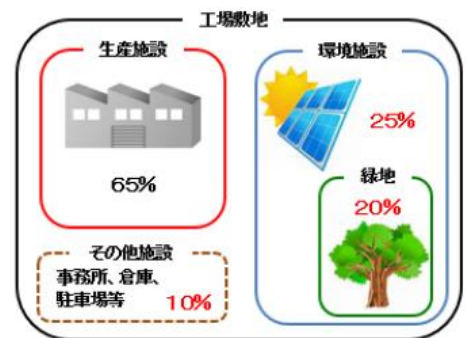
（※2） 敷地面積に対して、以下の割合で整備すること。

* 生産施設面積…30～65%以内

（割合は業種により異なる。
アンモニア製造業 30%、電気供給業 50%など。）

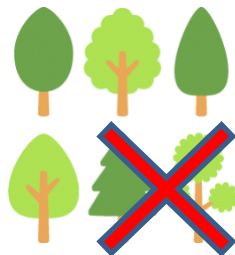
* 緑地面積………20%以上

* 環境施設面積…25%以上（緑地面積を含む）



II 敷地外緑地について

1. 工場の増設により、緑地の準則が満たせない場合



市の基準
(ガイドライン)

なし

市は事業者に原則として勧告する。

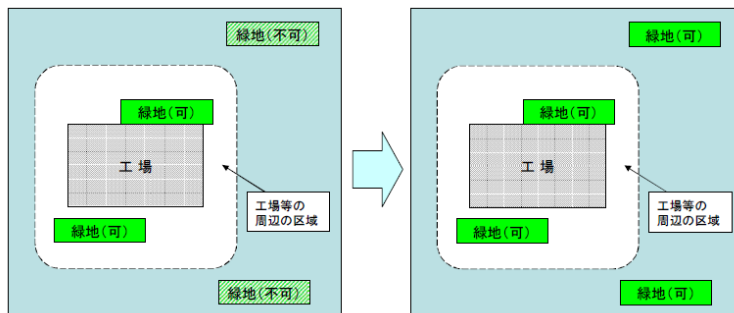
あり

敷地外緑地を整備することで周辺地域の生活環境保持に寄与する場合、勧告しないことができる。

2. 敷地外緑地のガイドラインを制定しました

敷地外緑地を整備し環境保持に寄与する場合、勧告しないことができるようになりました。

ただし、工場等の敷地内に最大限緑地等を整備する努力をしてもなお、工場立地に関する準則を充足できない場合に限ります。



【提出書類】

- ・敷地外緑地設置届
- ・登記簿謄本等（敷地外緑地分）
- ・事業所との位置関係が分かる地図等
- ・敷地外緑地の写真（2～3枚程度）
- ・工場立地法に基づく届出に必要な書類

お問合せ：筑後市 建設経済部 商工観光課（企業対策担当）

TEL：0942-65-7024 FAX：0942-53-1589

必ず事前にご相談ください。